

就学前教育・保育のあり方に関する基本方針

(案)

平成30年2月

目 次

ページ

1	基本方針の概要	1
	【策定の背景】	1
	【策定の目的】	1
	【位置付け】	1
	【基本方針の期間】	1
2	本市の現状	2
	(1)人口の推移	2
	(2)就学前児童数の推移	2
	(3)就学前児童の入所（園）状況	3
	(4)保育ニーズの推移	3
3	本市の課題	5
	(1)幼稚園ニーズの変化	5
	①幼稚園ニーズの減少	5
	②適正な学級規模	5
	③支援を要する園児への対応	6
	④幼稚園管理運営上の課題	6
	(2)保育所ニーズの増加	7
	①待機児童の解消	7
	②保育人材の不足	7
	(3)就学前教育・保育の取組	8
	①保・幼・こども園の連携	8
	②小学校への接続	8
	(4)地域との連携・協働	9
4	今後の取組の方向性	10
	(1)幼稚園ニーズの変化	10
	【課題①】幼稚園ニーズの減少に対する取組	
	①-1 幼稚園における保育所的機能の付加	10
	①-2 認定こども園への移行	11

【課題②】 適正な学級規模に対する取組	
② 5歳児における30人学級編制の実施	1 1
【課題③】 支援を要する園児への対応に対する取組	
③ 支援体制・相談体制の確立	1 1
【課題④】 幼稚園管理運営上の課題に対する取組	
④-1 余裕教室の活用	1 2
④-2 エアコンの設置	1 2
(2) 保育所ニーズの増加	1 2
【課題①】 待機児童の解消に対する取組	
① 私立保育所の誘致	1 2
【課題②】 保育人材の不足に対する取組	
②-1 保育人材の確保	1 3
②-2 保育の質の確保・向上	1 3
(3) 就学前教育・保育の取組	1 4
【課題①】 保・幼・こども園の連携に対する取組	
① 生駒市立幼稚園・保育園 教育・保育カリキュラム（平成24年4月策定） の見直し	1 4
【課題②】 小学校への接続に対する取組	
②-1 保・幼・小の連携のモデル実施	1 4
②-2 教職員の連携・交流	1 4
(4) 地域との連携・協働	1 5
【課題①】 地域との連携・協働に対する取組	
①-1 地域への情報発信・情報共有	1 5
①-2 地域との交流	1 5
(参考1) 生駒市子ども・子育て会議条例	1 7
(参考2) 生駒市子ども・子育て会議委員名簿	1 9
(参考3) 子ども・子育て会議開催日程（経過）	2 0

1 基本方針の概要

【策定の背景】

○国の動向

平成24年8月に成立、公布された「子ども・子育て関連3法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、平成27年4月から新制度がスタートしました。

今後さらに、幼児教育・保育の無償化に向けた動きなど、新たな国の動向も注視しつつ、取組を進める必要があります。

○教育大綱

本市では、総合教育会議での議論等を経て、教育行政の根本方針となる生駒市教育大綱を平成28年6月に策定しました。この大綱で定める基本方針の一つとして、「子育てを楽しめる地域づくり」を掲げ、子育て支援、就学前教育の充実・強化を進めることとしています。

○子どもを取り巻く社会環境の変化

少子高齢化が進み、核家族化、共働き世帯の増加、就労形態の多様化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。保育需要の高まりは、特に都市部における待機児童の解消として大きな課題となっています。一時預かり、病児・病後児保育、休日保育など、保護者ニーズの多様化への対応も必要です。

【策定の目的】

就学前教育・保育の重要性はいうまでもありません。教育大綱では「未来の宝である“いこまっこ”を家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育みます」と明記しています。

社会環境の変化に伴い、就学前教育・保育のあり方が多様化し、保護者の保育ニーズも個々それぞれの生活に合ったものを求めるようになってきました。こうした変化の時代にあって、就学前教育や保育サービスを適正に提供するために、本市としてのビジョンを示し、保護者ニーズを踏まえた幼稚園・保育所の活用、こども園の整備など、今後の方向性について、その基本的な方針を提示するものです。

【位置付け】

基本方針は、教育大綱に基づき就学前教育・保育のあり方に関する今後の市の方向性について提示するものです。また、子ども・子育て支援法の規定に基づき、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が円滑に実施できるよう子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を進めています。この基本方針は、教育大綱と子ども・子育て支援事業計画の中間に位置付けることができると考えています。

【基本方針の期間】

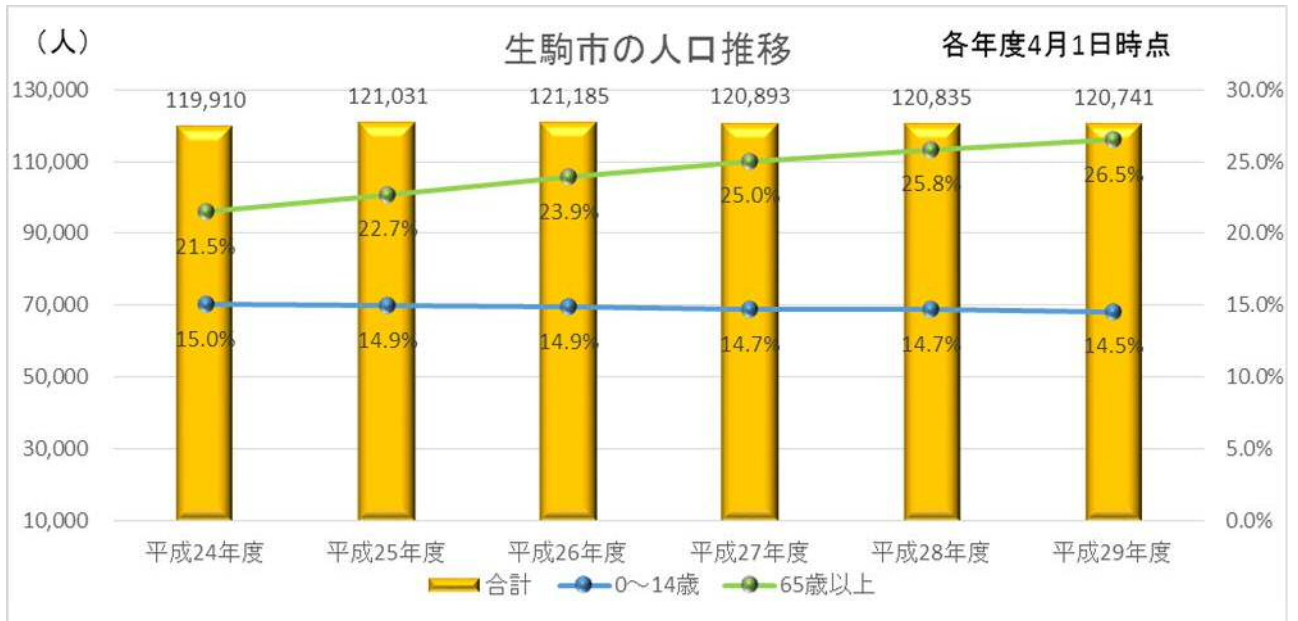
基本方針の期間については、教育大綱の期間（注：策定の日から4年間（平成28年6月～平成32年5月））に合わせて、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、教育大綱が改訂された場合はそれに合わせ見直しを行うものとします。

2 本市の現状

(1) 人口の推移

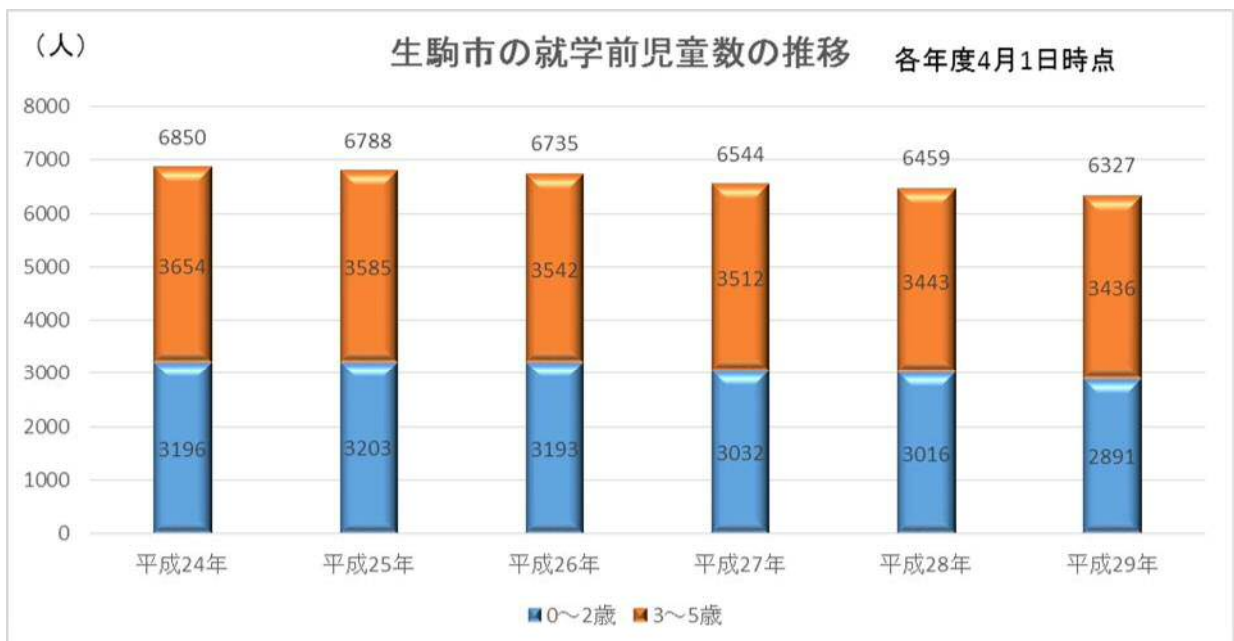
本市の人口は、平成23年度以降緩やかに増加していましたが、平成26年度をピークにほぼ横ばいから減少傾向にあります。また、平成29年度には本市の65歳以上の人口（高齢化率）が全市民の26.5パーセントとなっています。

なお、平成24年度では、65歳以上の人口の割合は21.5%であり、この5年間で5%の増加となっています。



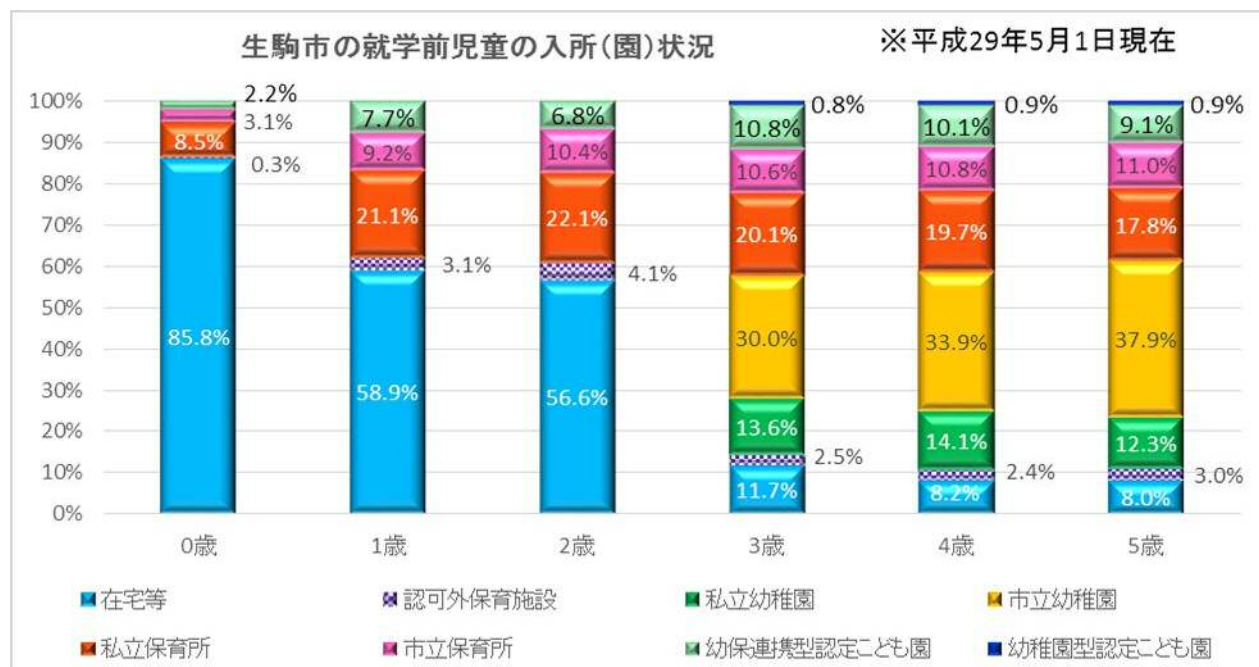
(2) 就学前児童数の推移

本市の就学前児童数（0～5歳の児童数）は、平成24年度以降、緩やかに減少しています。今後も減少傾向は続くものと考えています。



(3) 就学前児童の入所（園）状況

本市における就学前児童の状況を見ると、0～2歳は施設に通わず在宅で過ごしている児童が最も多いものの、1歳から保育所に通う児童が増え、2歳では全体の約4割を占めています。また、3歳からは、これまでの在宅児が幼稚園に通い始め、幼稚園に通う児童も約5割となり、3歳以上では、ほとんどの児童がいずれかの施設に入所（園）している状況です。



(4) 保育ニーズの推移

本市では市内全域をカバーする形で市立幼稚園を整備し、昭和58年4月には9園目となる壱分幼稚園が開園し、現在に至っています。当時の市立幼稚園は2年保育（平成13年度以降は市立幼稚園全園で3年保育を実施）でしたが、4～5歳児での保育ニーズでは、幼稚園が約8割、その中でも市立幼稚園へのニーズが高いという状況でした。

その後、共働き世帯の増加や保護者ニーズの多様化、少子化の進行など、子どもを取り巻く社会環境の著しい変化の中、市立幼稚園の園児数が減少する状況となっています。

平成24年度及び平成29年度の保育ニーズの状況は以下のとおりです。

（各年度5月1日現在）

		平成24年度	平成29年度
就学前児童数	0～2歳の人数	3,189人	2,902人
	3～5歳の人数	3,641人	3,425人
	合計	6,830人	6,327人
保育所	児童数(0～2歳)	696人	968人
	入所率(0～2歳)	21.8%	33.4%
	児童数(3～5歳)	1,015人	1,351人
	入所率(3～5歳)	31.8%	46.6%
幼稚園	児童数計(0～5歳)	1,711人	2,319人
	入所率計(0～5歳)	25.1% (13園)	36.7% (24園)
幼稚園	公立 園児数(3～5歳)	1,759人	1,193人
	公立 就園率(3～5歳)	48.3% (9園)	34.8% (9園)

幼稚園	私立 園児数(3～5歳)	414人	456人
	私立 就園率(3～5歳)	11.4% (4園)	13.3% (4園)
	公私立 園児数 計(3～5歳)	2,173人	1,649人
	公私立 就園率 計(3～5歳)	59.7% (13園)	48.1% (13園)

注)私立園児数は市内の私立幼稚園(4園)に在籍する市内からの通園児数

生駒市内の保育所については、平成18年度までは市立保育所4園と私立保育所5園の9園でした。その後、少子化の進行にもかかわらず、保育所への入所希望が増加したため、平成19年度から平成28年度までに私立保育所10園、小規模保育事業所3園、事業所内保育事業所2園を新設して合計24園となり、平成29年4月1日現在で2,304人の定員を確保しています。しかし、就労を希望する保護者の潜在的な保育ニーズが掘り起こされるなど、待機児童(※)が解消できない状況が続いています。

(※) 待機児童とは

保育の必要性の認定(2号認定又は3号認定)がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下「保育施設等」という。)の利用の申し込みがされているものというが、次に掲げるものは除く。

- (1) 保育施設等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でないなどの理由により転園希望が出ている場合
- (2) 他に利用可能な保育施設等があるにもかかわらず特定の保育所等(希望園を1園のみとしている)を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合

なお、平成29年度の幼稚園、保育所及び認定こども園の在籍児童数及び定員に対する充足率は以下のとおりです。

平成29年4月から、市立生駒幼稚園は幼稚園型認定こども園に、私立の3保育所は幼保連携型認定こども園に移行しています。

●保育所・幼稚園数及び在籍児・定員充足率(平成29年5月1日現在)

施設	公・私立	園数	定員	在籍児	在籍児計	定員充足率
保育所	公立	4	570	588	1,835	101.7%
	私立	17	1,234	1,247		
幼稚園	公立	8	1,631	1,059	1,761	71.0%
	私立	4	850	(456) 702		
こども園	公立(幼稚園型)	1	180	134	606	89.1%
	私立(幼保連携型)	3	500	472		

() うち市内通園児

3 本市の課題

(1) 幼稚園ニーズの変化

①幼稚園ニーズの減少

市立幼稚園では、平成24年度以降、園児数が毎年約100人ずつ減少してきており、認可定員に対する充足率も、平成24年度で97.1%であったものが平成29年度では65.9%となっています。

●幼稚園 園児数等の推移

(各年度5月1日現在)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市立園児数	1,759人	1,633人	1,531人	1,381人	1,277人	1,193人
定員充足率	97.1%	90.2%	84.5%	76.3%	70.5%	65.9%
私立園児数	687人 (414人)	684人 (410人)	655人 (408人)	691人 (433人)	682人 (435人)	702人 (456人)
定員充足率	80.8%	80.5%	77.1%	81.3%	80.2%	82.6%

注1)平成29年度の市立園児数は幼稚園型認定こども園に移行した幼稚園を含む。

注2)私立園児数の()数は市内からの通園児で内数

本市では、以前から公立幼稚園としては珍しい通園バスを運行するとともに、平成13年度以降、いち早く全園で3年保育を実施してきました。

さらに、保護者ニーズの高まりを受け、平成19年度からは預かり保育を実施し、平成24年度からは生駒幼稚園において、長期休業中も含めた長時間預かり保育を行うなど、保育機能の付加・拡充に努めてきました。

こうした取組にもかかわらず、平成24年度以降は年々市立幼稚園の園児数が減少し、少子化の影響も合わせ、今後も減少傾向は続くものと考えています。このため、預かり保育の長時間化・通年化など更なる保育機能の付加・拡充について検討していく時期に来ているものと考えます。

私立幼稚園では、園児数、充足率ともにほぼ横ばいの状況にあります。

市内には私立幼稚園が4園あります。各幼稚園では、預かり保育や通園バスはもとより、給食を実施し、さまざまな活動(音楽、体育、英語、茶道、書道等)を行っています。園によっては、土曜日午前中(隔週)も開園するなど、独自の取組を行っています。

②適正な学級規模

1学級の適正人数については、さまざまな議論のあるところですが、「社団法人全国幼児教育研究協会 研究概要(幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究)」では、実地調査及び意識調査からの考察として、「一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切に、「協同性の育ち」を培うためには、1学級に、3歳児でも20人前後、4、5歳児は21人以上30人くらいの集団が適切だと考えられていると言える」と指摘しています。

幼稚園設置基準では「一学級の幼児数は、35人以下を原則とする」とされており、本市においては、3歳児25人以下、4歳児30人以下、5歳児35人以下の学級編制を行ってきました。一方、認定こども園では、3歳児20人以下、4歳児及び5歳児30人以下で学級編制を行っていますが、これは、保育所における配置基準と同じです。

本市では、小学校第1学年で、市独自に30人以下の少人数学級編制を行っていることから、幼稚園の5歳児も30人（又は30人程度）学級編制とした方が円滑な接続になると考えられます。

平成29年3月には、市立幼稚園の保護者（保護者の会）から「市立幼稚園5歳児のクラス定員改善についての要望書」が提出され、5歳児について、現行の35人から30人学級編制に変更するよう要望されています。

また、幼稚園長に対するヒアリングにおいても、「5歳児のクラス定員を保育所・こども園と同じ30名に」という考えが示されています。

こうしたことから、市立幼稚園の5歳児の30人学級編制導入について、検討する時期に来ているものと考えます。

③支援を要する園児への対応

従来から支援を要する園児については加配の教職員を配置するなどの支援体制を取ってきましたが、支援を要する園児が増えている状況を踏まえ、関係機関との連携を強化し、個別の教育支援計画や指導計画を運用していくとともに、支援を要する園児への支援体制の充実を図る必要があります。

④幼稚園管理運営上の課題

市立幼稚園の園舎は、昭和40年代から昭和50年代にかけての人口急増期に建設されたものが多く、建設後相当の期間が経過して老朽化が進み、耐震化や改修が課題となっていました。

市立幼稚園9園のうち、平成30年度に私立保育所と統合し、認定こども園に移行する予定の高山幼稚園を除く8園については、生駒台及び南幼稚園の2園が平成27年度に新園舎を建築（南幼稚園はみなみ保育園と統合して平成28年度から南こども園に移行済み）するとともに、なばた、桜ヶ丘及び壱分幼稚園の3園は新耐震基準であり、生駒、俵口及びあすか野幼稚園の3園については、平成25年度までに耐震補強工事を完了しています。

したがって、耐震化の課題は解消できたものと考えていますが、幼稚園児数が減少する中で、就学前教育の質を十分に確保しつつ、今後の幼稚園施設について、どのように効率的な管理運営を行っていくのかが新たな課題といえます。

幼稚園の適正規模やこども園化の議論とともに、余裕教室の活用などについて、具体的な検討を行う時期に来ていると考えています。

(2) 保育所ニーズの増加

①待機児童の解消

保育所への入所希望は年々増加しています。特に、都市部で指摘されている低年齢層（1～2歳児）における保育需要の増加は、本市においても同様です。

●保育所への入所希望児童の割合

(各年度4月1日現在)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0～5歳	26.3%	29.1%	31.7%	33.4%	35.6%	37.2%
うち1～2歳	30.0%	34.3%	36.4%	37.9%	39.9%	43.5%

市立保育所においては、平成25年度以降児童数は570人前後で推移しており、充足率も100%前後でほぼ横ばい状況にある一方で、私立保育所は、新園の開園や平成27年度以降の小規模保育事業所の開園により児童数は年々増加しており、充足率も100%前後で推移していますが、依然として待機児童の解消には至っていない状況です。

本市では、平成19年度から私立保育所の誘致に取り組み、平成20年2月にあいづ生駒保育園、平成20年4月にはな保育園、登美ヶ丘駅前ピュア保育園を開園するとともに、平成23年4月に学研まゆみ保育園、平成24年10月にうみ保育園、平成25年4月にあいづ壱分保育園、ソフィア東生駒保育園、いちぶちどり保育園、平成25年11月にソフィア東生駒保育園分園を開園して保育定員を879人増加しました。

さらに、子ども子育て支援新制度が始まった平成27年度に事業所内保育事業所としてキッズ・ガーデン、小規模保育事業所としてにじ保育園、いちぶちどりキッズが開園し、平成28年度にもり保育園、事業所内保育事業所として阪奈中央こぐま園、小規模保育事業所としてソフィア谷田保育園が開園しました。その結果、この10年で保育定員は倍増し、2,300人を超えました。

こうした取組にもかかわらず、待機児童は解消していない状況であり、引き続き待機児童の解消に向けた取組を進めていく必要があります。

(各年度4月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所数	19園	23園	24園
保育所の児童数	2,120人	2,248人	2,307人
待機児童数	30人	37人	46人

注)平成29年度は幼保連携型認定こども園に移行した保育所3園を含む。

②保育人材の不足

全国的に保育士の不足が問題になっています。

保育士の確保は、保育所への入所児童の増加に直結することから、待機児童対策の重要な柱の

ひとつとなっています。このため、国においては、保育士の処遇改善や保育補助者の雇上げ強化などの支援事業を行っています。本市においても、国・県からの処遇改善費に加え、市独自に私立保育所に勤務する常勤の保育士への人件費の補助等を行っており、一定の効果を上げていると考えています。

しかしながら、全国的な保育士不足を背景に、依然として保育人材の確保は大きな課題となっています。

また、保育の質の確保という観点から、研修の充実・強化も重要な課題です。

本市では、平成15年度から公私立保育園「交流学习会」を実施し、公立・私立合同で人材育成に努めています。

幼稚園では、奈良県の就学前教育アドバイザーを活用し、研修内容を深めるとともに、臨時職員に対しては、特別支援担当職員研修・講師研修等を実施し、研修機会の確保に努めています。

併せて、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育保育要領の改訂に伴う研修会を実施するなど、時代に即した職員の資質向上に取り組むことが重要と考えています。

(3) 就学前教育・保育の取組

①保・幼・こども園の連携

子ども子育て支援新制度の中で、教育・保育の一体的な取組が一層重視されています。

本市においては、保育所と幼稚園との連携を強化すべく、平成28年度から幼稚園・保育所合同の園長会を開催していますが、今後さらに連携を強める必要があります。

本年度開催したワークショップ(※1)でも、「幼稚園と保育園の交流があればいい」「保・幼・小の交流、連携を(カリキュラム面など)」との声が上がっていましたが、就学前における各施設間の連携は重要な課題といえます。

(※1)ワークショップ：「子育てを楽しめるまちづくりを考える」をテーマに、平成29年9月24日にワークショップを開催し、保育士・幼稚園教諭・保護者・地域住民等による意見交換を行った。

②小学校への接続

園区をもたない保育所は、小学校との連携という部分では弱い側面があるといえます。こうしたことから、同じ地域内にある幼稚園と保育所の交流を計画的に行い、その中で幼稚園の地域力を活用しながら小学校に働きかけ、連携を強化する必要があります。

平成29年度に、奈良県の「幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ幼小接続事業」の研究モデル地域に生駒市が指定されたことから、このモデル事業も活用し、保育所と幼稚園の連携を強化し、就学前の児童が円滑に小学校に進めるよう取組を進めています。

新教育要領でも、小学校教育との接続をより円滑にすることが重視されています。保育所だけでなく、幼稚園やこども園においても、重要な課題といえます。

(4) 地域との連携・協働

少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域におけるつながりの希薄化などにより、地域の「教育力」が低下しているといわれています。

乳幼児は、家庭・地域社会・就学前施設という一連の流れの中で生活しており、乳幼児が望ましい発達を遂げていくためには、それぞれにおける乳幼児の生活が充実し、全体として豊かなものになっていかなければなりません。

しかし、家庭や地域において人や自然と関わる経験が少なくなったり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれなかつたりするなど、子どもの生活が変化し、また、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、学校、地域、家庭が相互に連携・協働しつつ、社会全体で子どもを育てていくことが、今後ますます重要となります。

平成28年6月に策定した本市の教育大綱では、「未来の宝である“いこまっこ”を家庭・地域・学校・行政が連携し、地域全体で見守り育みます」と定めています。

また、子ども・子育て支援事業計画においても、「豊かな自然の中で、次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も地域社会の温かい支え合いの中で健やかに成長し、子育てするなら生駒市と笑顔で言われるまちづくりをめざします」と定めています。

このような視点から、本市が実施している子育て支援事業の一層の充実に努めるとともに、地域での子育て支援の取組を進める必要があります。

4 今後の取組の方向性

(1) 幼稚園ニーズの変化

【課題①】 幼稚園ニーズの減少に対する取組

①-1 幼稚園における保育所的機能の付加

・預かり保育の拡充（長時間化と通年化の検討）

少子化が進み、就労形態が多様化するなど子どもたちを取り巻く社会環境の変化により、保育需要が高まり、幼稚園にも長時間の保育が求められるようになりました。

【参考】 公立幼稚園における預かり保育（保育終了後の 14:00～16:00）の状況

平成 26 年度延べ利用人数 6,976 人（公立 9 園の園児数 1,531 人）

平成 27 年度延べ利用人数 6,045 人（同 園児数 1,381 人）

平成 28 年度延べ利用人数 13,216 人（同 園児数 1,277 人）※

※平成 28 年度から預かり保育の要件（保護者の就労や通院、介護等）を撤廃

預かり保育の要件を撤廃し子育て支援体制を充実した 28 年度については、前年度に比べ利用が倍増していることから、潜在的な保護者のニーズは高いものと考えられ、引き続きこの体制で預かり保育を実施し、利用状況を把握します。

また、現在は 16:00 まで（特別な理由がある場合は 16:30 まで）としている預かり保育の時間について、多様化する保護者ニーズも踏まえ、預かり保育の長時間化（17:00 までの延長）及び現在は実施していない水曜日の預かり保育の実施について、モデル実施等の検証を行い、人員体制を整えた上で実施することが望ましいと考えます。

さらに、平成 24 年度から生駒幼稚園で実施している長時間預かり保育（長期休業期間中も預かり保育を実施）についても、保護者の送迎時の駐車場の確保等実施に当たっての課題を解消できる幼稚園から実施を検討するなど、預かり保育の通年化についても検討します。

・給食導入の方向についての検討

平成 29 年 10 月現在、南こども園（自園調理）では 3 歳児で 76.9%、4 歳児 67.5%、5 歳児 97.5%の園児が給食を選択しています。本年 4 月から幼稚園型認定こども園に移行した生駒幼稚園（クックチル方式※2）でも、3 歳児 76.6%、4 歳児 62.8%、5 歳児 80.9%の園児が給食を利用しています。

（※2）クックチル方式： セントラルキッチンにて原材料の処理、調理を行い、真空包装パックで冷蔵又は冷凍した食品を現地厨房に配送し、喫食時間に合わせて加熱調理し提供する調理システム。生駒幼稚園では主食（ご飯）は自園で炊き出し、おかずをクックチルで提供している。

完全給食となる小学校に入学する前の 5 歳児では、特に給食を選択する割合が高くなっていることも踏まえ、公立幼稚園での給食導入の方向（導入の是非等）についても検討します。

①ー2 認定こども園への移行

・公立幼稚園のこども園への移行

公立幼稚園の園児数は年々減少しているというものの、地域によってほとんど減っていない園も大きく減少している園もあり、園児数の減少傾向に差異が見られます。

こうした幼稚園の実情を勘案し、全ての公立幼稚園をこども園化するのではなく、幼稚園として存続させるものとこども園化を進めるものなど、園児数の推移や地域のニーズ等を踏まえた取組を進める必要があると考えます。

また、こども園の中でも、「幼稚園型」の認定こども園については、従来の幼稚園に保育所機能を付加したものであり、幼稚園長へのヒアリング結果からも、比較的円滑な移行が可能と考えられます。

・こども園化に当たっての施設整備

移行に当たっては、2号認定児の保護者の送迎時の駐車場を確保すること及び給食の提供を行うことが必要不可欠です。幼稚園のこども園化を進める場合は、こうした条件を満たすことのできる園から計画的に移行を進めることが望ましいと考えます。

本市では、預かり保育の拡充等保育所的機能を付加しながら幼稚園として存続させる園と幼稚園型認定こども園への移行を進める園など、地域での幼稚園ニーズや園児数の推移等を勘案した上で整備することが望ましいと考えます。

【課題②】適正な学級規模に対する取組

② 5歳児における30人学級編制の実施

本市では、3歳児25人以下、4歳児30人以下、5歳児35人以下の学級編制を行ってきました。一方、今後増加が見込まれる認定こども園では、3歳児20人以下、4歳児及び5歳児30人以下で学級編制を行っていますが、これは、保育所における配置基準と同じであり、幼稚園も30人学級編制となれば、本市の5歳児は全て同じ基準となります。

本市では、小学校第1学年で、市独自に30人以下の少人数学級編制を行っていることから、幼稚園の5歳児も30人（又は30人程度）学級編制とした方が円滑な接続になると考えられます。

こうしたことから、5歳児の学級編制について、30人（又は30人程度）学級とすることが望ましいと考えます。

【課題③】支援を要する園児への対応に対する取組

③ 支援体制・相談体制の確立

個々に応じて必要な支援体制を取るには、従来から配置してきた加配教職員の拡充と更なる資質の向上が必要と考えます。

また、ワークショップでは「専門的な見地を持つ人が園内にいてほしい（特別支援）」という声がありました。こうしたことから、これまでも実施してきた特別支援研修会の充実を

図り資質向上に取り組むとともに、関係機関との情報共有や連携を進め、必要に応じて専門性を持った職員をスーパーバイザーとして派遣するなど、相談体制を強化することが必要と考えます。

【課題④】 幼稚園管理運営上の課題に対する取組

④-1 余裕教室の活用

施設を有効活用し子育て支援や地域との連携に繋げる観点から、余裕教室を子育てサークル等へ貸し出し、地域のかたに有効利用してもらうなど、各園の実情に応じた余裕教室の活用を行います。将来的には、施設の複合化(※3)や統廃合も含めた検討を行います。

(※3) 施設の複合化：例えば、公民館と学校を1箇所に集約し整備するなど、機能の異なる施設を組み合わせたり、新たな機能を加えたりすること。

また、国の動向も踏まえ、今後、余裕教室を活用しての2歳児保育について、本市の待機児童解消に繋がるかどうか等、その有効性の検討も行う必要があると考えます。

④-2 エアコンの設置

就学前教育・保育の環境改善、特に近年の地球温暖化による夏場の保育室の厳しい温熱環境が見られ、これを緩和・改善するため、全国的にもエアコン導入が進んでいます。特に幼児は体温調節が大人に比べて弱いため、熱中症対策を進める上でエアコン導入は有効です。保育所及びこども園では、すでに保育室にエアコンを設置しています。

今後、預かり保育の拡充など保育所的機能を付加するに際しては、それに見合った保育環境を整える必要があることから、本市においても、保育室にエアコンを設置することが望ましいと考えます。

【参考】 公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査より

公立幼稚園における保育室の空調設備の設置率（平成29年4月1日現在）

全国 59.9%（前回H26年度40.1%、19.8ポイント増）

奈良県 43.5%（前回H26年度26.9%、16.6ポイント増）

生駒市 17.1%（前回H26年度2.9%、14.2ポイント増）

(2) 保育所ニーズの増加

【課題①】 待機児童の解消に対する取組

① 私立保育所の誘致

待機児童の解消のためには、やはり保育需要に対応した保育所の確保が必要となります。

そのためには、民間活力の導入が不可欠であり、本市ではこれまでも、私立保育所の誘致に努めてきましたが、今後も、更に国の制度を活用して、保育所の確保に努めていく必要があると考えています。

特に0～2歳児の保育需要に対応するため、コンパクトで柔軟な整備が可能な小規模保育事業所の誘致が現実的で有効と考えます。

また、企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援する新たな助成制度であり、認可外保育施設であるのに認可保育所並みの補助（運営費、整備費）が受けられることや従業員枠以外の地域枠を確保できることなどから、小規模保育事業と並び、待機児童の解消に有効と考えます。

今後の保育所ニーズの増加を見込んで、国の制度を有効に活用しながら、民間と連携して、保育需要に適確に対応することが望ましいと考えます。

【課題②】 保育人材の不足に対する取組

②-1 保育人材の確保

「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」（厚生労働省職業安定局2013年5月実施）によると、資格を有しながら保育士を希望しない理由（複数回答可）として、「賃金が希望と合わない（47.5%）」「他職種への興味（43.1%）」「責任の重さ・事故への不安（40.0%）」「自身の健康・体力への不安（39.1%）」などが多く寄せられています。年齢別では、20代、30代では、賃金など処遇に関するものの割合が高く、40代、50代では、健康・体力や事故、またブランクがあることに対する不安が多くなっています。

保育士の処遇改善については、今年度から賃金を約2%引き上げるなどの対策を国も実施していますが、その効果はまだ限定的であるといわれています。

保育士の確保については、こうした賃金面のほか、採用面での取組も重要です。従来の職員採用試験による採用だけではなく、今後、任期付採用や中途採用も含めた多様な任用形態を研究し、具体的な人材確保に繋げていくことが必要と考えます。

上記の方策は、幼稚園教諭の人材確保についても同様と考えます。

本市では、保育士資格や幼稚園教諭免許を持ちながら現在お勤めでないかた、資格取得見込みのかたを対象にした相談会を開催、公立・私立の保育所、幼稚園、こども園が参加し、市内の園の紹介を行ったり、園の職員が個別に相談を受けたりするなど、保育人材の確保に向けた独自の取組も行っています。

さらに、私立保育所における雇用を支援する国の制度や市独自の補助など、あらゆる方策を活用して、民間の雇用支援に努めていくことが重要であり、これらの方策が、待機児童の解消に直結していくものと考えています。

②-2 保育の質の確保・向上

待機児童の解消は保育の「量的な課題」といえますが、就学前教育・保育のあり方を考えるとき、提供する教育・保育の質の確保・向上は大きな課題です。

そのために、研修の充実・強化に更に取り組むことが重要です。

本市ではこれまで、園内研修会（OJT）を継続して実施しスキルの向上に努めてきまし

た。これは本市の強みといえます。今後も引き続き、指導主事等が現場に赴き柔軟に対応して、研修の充実に努めていくことが大切であると考えます。

また、園内研修会を公開した形で、公立・私立の枠を超えて実施している「交流学习会」については、民間園からの参加も増えていることから、同様に研修内容の充実強化を図っていくことが重要と考えます。

併せて、教育・保育の一体的提供という流れの中で、教材研究等も含め、幼稚園、保育所、こども園という垣根を取り払った研修を今後実施するなど、子ども子育て支援新制度を踏まえた職員の資質向上に取り組むとともに、職員がいきいきとやりがいをもって勤務でき、子どもたちへの教育・保育の質が高められる環境を整備・充実していくことがますます重要となってくると考えます。

(3) 就学前教育・保育の取組

【課題①】 保・幼・こども園の連携に対する取組

①生駒市立幼稚園・保育園 教育・保育カリキュラム（平成24年4月策定）の見直し

平成30年度に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂されることから、平成24年4月に策定された本市の統一カリキュラムについても時代に即したものにするため、幼稚園、保育所、こども園から会議メンバーを出し、本年度2学期から見直しを行っています。新しい要領の方向性を踏まえた見直しを行い、新たな統一カリキュラムに沿った取組を平成30年度から実施するものとします。その上で、各施設間の連携を一段と強めていくことが重要であると考えます。

【課題②】 小学校への接続に対する取組

②-1 保・幼・小の連携のモデル実施

平成29年度奈良県のモデル事業（幼児期の教育と小学校教育の育ちをつなぐ幼小接続事業）の指定を受けた壱分幼稚園、壱分小学校、いちぶちどり保育園の研究モデル事業を推進し、その成果をまとめ、今後の取組に生かすこととします。

②-2 教職員の連携・交流

いわゆる「小1プロブレム」を背景として、保幼小の円滑な連携を目指した取組が実施されています。

これまで、小学校では入学前に幼稚園、保育所との連絡会を開催し、入学する児童の情報共有などを行ってきました。今後もこうした取組を大事にし、円滑な連携に努めるものとします。

新しい幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化し、「小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする」とされ、連携を超えて接続へと、幼児期の教育と小学校教育の円滑

な接続の重要性が記されています。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るためには、教職員相互の連携・交流は極めて重要です。ワークショップでも保・幼・小の職員同士の連携、交流が大事との声が上がっていました。こうした声も踏まえ、例えば、前述したモデル事業を活用し、研究モデル校において授業（保育）参観や意見交換などの交流を行い教育課程についての相互理解を深めたり、例年実施している保幼小中合同の研修会の場を活用して意見交換を行ったりするなどの取組も有効です。

その上で、こうした取組を地道に積み重ね、その成果を広げていくことが重要であると考えます。

(4) 地域との連携・協働

【課題①】 地域との連携・協働に対する取組

①-1 地域への情報発信・情報共有

本市では従来から幼稚園を大事にしてくださっている地域のかたが多いので、今後も幼児教育の重要性を地域にアピールしていくことが重要です。また、これは保育所、こども園においても同様といえます。

ワークショップでも、保育所、幼稚園、こども園として情報の提供を行うことや、情報交換の場づくり、情報発信が大事との声が寄せられていました。各園で実施しているさまざまな行事や取組について、地域（自治会）への回覧を行うなど積極的に地域に情報発信し、園のことを地域のかたに知ってもらうことが、地域との連携を進めていく上で極めて重要であると考えます。

①-2 地域との交流

ワークショップでは、地域との交流に関して、多くの意見を頂戴しました。

ワークショップでの意見より（要旨）

- ・（生駒市には）地域貢献意識の高い高齢者や特技をお持ちの高齢者が多い。
- ・地域では高齢者同士の集まりはあるけれど、子どもを入れた集まりがなく、そういうものがあればいい。
- ・地域のいろいろな立場や年代の人との関わりがもてると良い。
- ・保護者も地域の人たちと知り合いになる機会があると良い。
- ・園の教諭・保育士が地域の人と交流できる機会があると良い。

特に本市では、高齢者と子どもたちが交流できる機会を作ることで、子どもたちを通じて地域との繋がりができ、また高齢者のかたも元気になるなど、地域のいろいろな立場や年代の人と関わりがもてると良いという声が多く寄せられました。

こうした地域との交流を、今後、進めていくことが極めて重要であると考えます。

幼稚園ではこれまでも、未就園児親子登園や園庭開放を行い、子育てに関する相談も随時受けています。保育所においても同様に園庭開放を行っており、中保育園の「サンデーひろば」は10年以上にわたり実施し、地域に定着しています。このように、幼稚園、保育所ともに地域の子どもたちの遊び場、交流の場としての役割を担い、また保護者の子育て相談の場を提供しています。この取組を継続するとともに、地域の高齢者のかたとの交流を進め、自治会や地域の各種団体、更には市民自治協議会との連携も含め、地域との連携・協働を更に充実・強化していくことが重要であると考えます。

(参考1)

○生駒市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日

条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、生駒市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考2)

生駒市子ども・子育て会議委員名簿

平成30年2月1日現在

	選出母体等	選出母体での役職等	氏名
会長	学識経験者	東大阪大学副学長（保育）	吉岡 眞知子
副会長	学識経験者	帝塚山大学教授（教育）	清水 益治
委員	認可保育所事業者	生駒市保育会会長	米田 恵美子
委員	認可保育所保護者	学研まゆみ保育園保護者代表	川本 智代
委員	私立幼稚園事業者	学校法人エンゼル幼稚園理事長	前田 良一
委員	私立幼稚園保護者	白百合幼稚園育友会代表	蔭山 明穂
委員	市PTA協議会	顧問 役員	出口 隆司 (H28. 2. 1～H30. 1. 31) 岡島 保弘 (H30. 2. 1～)
委員	民生委員児童委員	主任児童委員	清水 泰之 (H28. 2. 1～H28. 11. 30) 谷猪 富貴子 (H28. 12. 1～)
委員	生駒市小学校校長会	会長	永島 久伸 (H28. 4. 1～H29. 3. 31) 辰己 康世 (H29. 4. 1～)
委員	事業所内保育所事業者	阪奈中央こぐま園園長	宮内 恵理子
委員	子育て支援者	かるがもの会代表	松本 和子 (H28. 2. 1～H30. 1. 31) 崎山 良子 (H30. 2. 1～)
委員	公募市民	公募市民	築瀬 裕子
委員	公募市民	公募市民	藤田 玉緒

(参考3)

○子ども・子育て会議開催日程(経過)

- | | |
|----------------|--|
| 平成28年10月17日(月) | 第10回子ども・子育て会議
・諮問
・幼稚園・保育所の現状等の報告 |
| 平成28年11月30日(水) | 第11回子ども・子育て会議
・関係者ヒアリング等 |
| 平成29年2月27日(月) | 第12回子ども・子育て会議
・基本方針の検討・意見交換 |
| 平成29年8月23日(水) | 平成29年度 第1回子ども・子育て会議
・基本方針の検討・意見交換 |
| 平成29年9月24日(日) | ワークショップ開催
・テーマ「子育てを楽しめるまちづくりを考える」 |
| 平成29年10月18日(水) | 平成29年度 第2回子ども・子育て会議
・ワークショップの報告
・本市の課題に対する今後の取組の方向性の検討 |
| 平成29年11月16日(木) | 平成29年度 第3回子ども・子育て会議
・基本方針パブリックコメント案の決定 |
| 平成30年2月13日(火) | 平成29年度 第4回子ども・子育て会議
・パブリックコメント結果の報告
・答申 |

